

「フリマルシェ in ホテルウェルビューかごしま」出店規約

フリマルシェ in ホテルウェルビューかごしま(以下「本フリマルシェ」という。)-へ出店する個人・会社・団体など(以下「出店者」という。)-は、本フリマルシェ規約(以下「本規約」という。)-に定められた条件に従って出店を行うものとします。

下記第5条に基づく本イベントの申し込みを事務局が承諾した全ての出店者は、本規約の内容を承諾したものと見なされます。なお、本フリマルシェの組織は「公立学校共済組合鹿児島宿泊所ホテルウェルビューかごしま」と「鹿児島トミカプラレール同好会」が共同で運営する、「フリマルシェ in ホテルウェルビューかごしま実行委員会」で構成されますが、本規約における「主催者」とは、「公立学校共済組合鹿児島宿泊所ホテルウェルビューかごしま」を指します。

第1条 本規約の範囲及び変更

事務局は、出店者に通知を行うことにより、本規約の変更又は細則の制定をすることができるものとします。但し、当該変更規定又は細則が通知された後に、出店者が本フリマルシェに参加した場合には、出店者は当該内容に同意したものとみなされ、当該変更規定および細則は、本規約の一部を構成するものとして、出店者に適用されます。

第2条 規約の履行

出店者は以下に述べる各規約および、事務局から提示された「出店案内」「搬入搬出証」「注意事項」「出店マニュアル」を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと事務局が判断した場合、その時期を問わず、出店申し込みの拒否、出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更を事務局は命じることができます。その際、事務局の判断基準・根拠などは公表しません。また、出店者から事前に支払われた費用は返還いたしません。出店取り消し・仮設物・出店品の撤去・変更によって生じた出店者・および関係者の損害も補償しません。

第3条 開催目的

本フリマルシェは、物や食を通じて、人々の交流の場、学びの場となることを目標とします。

第4条 本フリマルシェへの出店申し込み

本フリマルシェへの出店希望者(以下「出店希望者」という。)-は、本サイト上に掲載する手続、または事務局の定めるその他の手続に従って、出店の申込(以下「出店申込」という。)-を行い、氏名・住所・電話番号その他当社らの別途定める事項について、正確且つ最新の情報(以下「登録情報」という。)-を申込書その他に記載して事務局に提出するものとします。出店者が、勤務先等の所属団体(以下「所属団体」という。)-を通じて本イベントに申し込む場合(以下、「団体申込」という。)-、所属団体と各出店者は連帯して、本規約に基づく義務を負うものとします。

本フリマルシェでは、出店者を「パートナー」と捉え一緒にフリマルシェを成長させていくことのできる方を募集しています。本フリマルシェの理念にご賛同いただける方は、「ホテルウェルビューかごし

ま」のホームページ、または「鹿児島トミカ・プラレール同好会」のホームページ(以下「マーケットHP」という。)より、事務局規定の書類にてお申し込みください。初めての出店の方は、郵送にてお申込み用紙をお送り頂くか、事務局に直接お申込み用紙をお持ち頂いた後、事務局からの連絡をお待ちください。

出店の可否にかかわらず、出店申込書を受理した日より15日以内に郵送にてご連絡いたします。なお、出店の可否に関する事務局の判断基準・根拠は公表いたしません。

また、定住場所を持たず郵便物を受け取ることでできない方、お客様や他の出店者・スタッフが不快に思うような行為や言動を繰り返す方のご出店はお断りします。なお、住所や電話番号など、申し込み用紙に記載の内容が変更した場合、ただちに事務局までご連絡をお願いいたします。出店時には、必ず事務局発行の「出店許可証」をお持ちください。

個人事業主又は、法人枠で出店される方のうち、古物を取り扱う出店者は、古物商許可証(行商をする条項入り)を、食品を取り扱う出店者は、菓子製造業許可証、飲食営業許可証の控えを合わせてご提出ください。

第5条 本フリマルシェ出店申込の承諾

事務局は、本規約に承諾し第4条の出店申込を行った出店希望者に対し、本フリマルシェへの出店を許諾する旨と、出店費用の支払方法を適切な手段(本サイト画面、電子メール、郵送、電話等)にて通知するものとします。事務局と出店者間における本フリマルシェの提供に係る契約(以下「本契約」という。)は、出店申込書を受諾した時に有効に成立し、出店希望者は、本規約の定めに従い出店者たる資格を取得するものとします。

第6条 申込の変更・取消

出店をキャンセルする場合は、できる限り早めに事務局にお知らせください。開催されたにもかかわらず出店者独自の判断で出店しなかった場合や、止むを得ない事情によりキャンセルをしなければならない場合は、キャンセル扱いとなります。

開催日の30日前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生しません。開催日を除く30日以内にキャンセルを希望される場合は、事前にお支払頂いた出店費用の全額をキャンセル料として徴収させていただきます。

■出店申込の変更・キャンセルの連絡先

(フリマルシェ in ホテルウェルビューかごしま実行委員会)

TEL: 080-2739-8049 (行船) 070-4016-6800 (中間)

※注意※

請求書記載の期限内にお振込みのない場合、以後の出店の受付をお断りさせていただく場合があります。また、出店費用の振込手数料は出店者負担となります。なお、事務局側で開催の中止を決定した場合は、キャンセル料は発生しません。

※お申込みの屋号か会社名を記載して、お振込みください。

第7条 商品に関して

古物を扱われている方は、商品の年代・状態(修理や傷など)・真贋については正しい説明と表示をお願い致します。説明・表示に問題があるとスタッフが判断した場合は、スタッフの指導に従っていただきます。刀剣、銃砲、わいせつ物、公序良俗に反する物品の販売はできません。

食品関連の取扱いに関しましては、取り扱い品について鹿児島市保健所に販売の可否、販売方法、必要手続き等をご確認の上、必要に応じて許可を取って頂いた上で販売を行って頂きます様、お願い致します。

保健所の営業許可を独自に取得した「キッチンカー」での扱いは除きます。(許可書などを確認させて頂きます。) 不明なものについては、保健所の確認が必要になりますので各自で鹿児島市保健所にご相談下さい。調理行為(注ぐ、切る、焼く、煮るなど)は、本フリマルシェでは室内は原則禁止とさせていただきます。屋外で販売をされる場合は、食品衛生法やその他関連法規に準じた表示にて販売をお願いします。

第8条 古物営業法の遵守

個人事業主又は、法人枠で出店される方のうち、古物を取り扱う出店者は古物営業法を遵守し、古物商許可証(行商をする条項入りのもの)を携帯してください。

従業者に出品させる時は「行商従業者証」を作成し必ず携帯させてください。(法第11条第1項・2項)

第9条 菓子製造許可の取得(食品衛生法第52条)

調理済みの焼菓子やパンを販売する出店者は、必ず菓子製造許可証(場所を借りている場合は製造場所 で取得している菓子製造許可証のコピー)を携帯してください。

第10条 ブースの種類と出店料

原則以下の価格となります。展開内容により調整させて頂く場合がございます。

出店費用 (1区画)	3,000円
長机貸出費用 (1台)	500円
椅子貸出費用 (1脚)	200円
電源貸出費用 (コンセント1つ)	500円

第11条 出店ブース

出店場所(ブース)は、事務局が区割り・選定した上で、出店者にお知らせいたします。しかし、何らかの理由により開催規模を縮小する場合や、円滑な運営のため、予告なく出店場所の変更をお願いする場合があります。出店者は決められたブース以外での営業・展示販売を行うことは出来ません。空き箱や荷物を預かることのできる場所はありません。荷物はブース内に納めて下さい。

第 12 条 出店料の支払い

支払は事前に事務局が指定する銀行口座に、お振込みでのお支払いとなります。

第 13 条 開催時間

本フリマルシェの開催時間は 10:00 から 16:00 までとなります。開催時間は会場の都合や天気によって変更になる場合があります。営業時間を保証するものではありません。会場の都合や天候などの理由による以外は、可能な限り所定の終了時間まで営業してください。また、特別なイベントを開催する際には開催時間に変更になる場合があります。

第 14 条 トラブルなど

お客様との取引上発生する問題に対しては、出店者の責任において解決していただくことが原則です。誠意ある対応をお願い致します。モラルに反した対応に対しては、その理由にかかわらず事務局が介入することがあります。なお、不審者や不審物を見かけたり、盗難等の被害にあった場合は速やかに事務局か会場スタッフまでお知らせください。

第 15 条 禁止行為

法律や、マナーに反する全ての行為は禁止です。また、会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。特に、次に掲げることは特に注意してください。

1. ちらし・ビラ等の配布、集会・演説・勧誘などの行為。
2. 喫煙場所以外での喫煙。
3. ガス・石油等裸火の使用。
4. 違法な薬物、危険物、大量の可燃物(マッチ・オイル等)の持込。
5. 持ち込んだ物やごみを持ち帰らず放置する行為。

第 16 条 出店の禁止

お客様や他の出店者に迷惑が及ぶような行為があった場合、あるいは本フリマルシェの規約や事務局の指示に従わないなどの行為があった場合は、即時退場とし、その場合出店料は返金いたしません。また、以後の出店をお断りさせていただきます。お客様や他の出店者からクレームが多く寄せられる方は、出店をお断りする場合があります。

第 17 条 搬入・搬出

搬入・搬出の時間や方法に関しては別紙「出店者マニュアル」に記載の通りとなります。搬入・搬出時間は、会場の都合や天候によって変更となる場合がありますので、スタッフの指示に従い、安全にかつ、速やかに行ってください。撤収は遅延のないよう余裕をもって作業してください。撤収作業が遅い、会場内や搬入出用一時駐車場に車を留め置きする時間が長い、指定された時間内に搬入搬出ができない、スタッフの指示に従わない、危険な運転をするなど、円滑で安全な運営に支障があると事務局が判断した場合、その時期や時間に関わらず事務局は出店場所の移動、退場を命じることができます。その場合によって生じた出店者及び、その関係者の損害は一切補償しません。

第 18 条 駐車場

本フリマルシェの出店者専用の駐車場はありません。事務局が案内する近隣駐車場等をご利用ください。

第 19 条 設営に関して

ブース内の設営は床、樹木、オブジェ、看板などの会場内設備にロープ、テープ等で固定することはできません。また、法令で表示が定められている看板などを隠すこととなるような商品の陳列もできません。テントなどの仮設物を立てる場合は、ブースの境界線は厳守し、はみ出し出店は禁止です。なお、テーブルやイス、電源等は、事前申込に限り、有料にて貸出致します。当日の貸出を希望される出店者は、事務局にご相談ください。貸出備品は数に限りがありますので、事務局にて調整させていただく場合があります。

第 20 条 サービス業務

クレジットカードによる商品販売時の決済、つり銭の両替は事務局では受け付けておりません。また、宅配便などによる出店者の荷物のお預かりはしておりません。

第 21 条 出店者による備品や器物の破損

出店者及びその従業員の不注意や過失によって会場内の床・椅子・案内表示・立ち木等の備品や器物などを変形、破損させてしまった場合は速やかに事務局へ報告してください。状況により、原状回復に必要な実費を申し受ける場合があります。

第 22 条 出店者による人に対する傷害

出店者は、出店者及びその従業員の不注意などによって、会場内で生じた、人に対する傷害の損害について、ただちに賠償するものとします。

第 23 条 任意自動車保険への加入義務

出店者が車で来場する場合、相手方への対人対物の保障を有する保険（自動車任意保険）に加入していることを条件とします。

第 24 条 損害賠償の免責

本フリマルシェは開催中の商品 備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負いません。

第 25 条 開催中止の判断

本フリマルシェは基本的に雨天決行となりますが、台風などの荒天により中止する場合の判断は事務局が行います。開催日前日の 18 時迄にマーケット HP に、中止の記事が掲載されていない場合、その他事務局から各出店者へ連絡のない場合には決行となります。一度開催を中止した場合、天候が回復して

も開催を再開することはありません。開催の中止決定が開催時間以前の場合は、出店料はいただきません。途中で開催を中止した場合は、出店できなかつた時間×お支払頂いた金額の出店料を返金致します。

また、中止が決定した場合は、事務局の指示に従い速やかに会場から退出してください。それ以降の営業はできません。

第 26 条 個人情報の取り扱いについて

本フリマルシェでは、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な利用と保護に取り組んでいます。本フリマルシェへの出店申込による個人情報は、本フリマルシェの運営に必要な情報や、お知らせなどの送付、出店料返金などに使用いたします。ご自身の個人情報に関する開示、訂正等を希望される場合には事務局までご連絡ください。なお、個人情報の開示にはご本人であることの確認等の手続きが必要であり、別途料金が発生する場合があります。

第 27 条 その他

本規約は予告なく変更される場合があります。不明な点は事務局までお問い合わせください。